

# 一般社団法人パフォーミングアーツ協会定款

令和 6年 4月10日 作成

## 一般社団法人パフォーミングアーツ協会定款

### 第1章 総則

#### (名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人パフォーミングアーツ協会と称し、英文表記を Performing Arts Association とする。

#### (目的)

第 2 条 当法人は、パフォーミングアーツ(身体表現)における芸術、創作の普及と啓発、創作活動に関する知識、技術の向上、人材の育成、相互コミュニティの構築 等を行うことにより、芸術、文化の振興とパフォーミングアーツの発展を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

1 パフォーミングアーツを中心とした創作活動の普及、啓発に関する事業

2 各種舞台公演、発表会、コンクール、コンサート、イベントの企画、立案、実施及び運営に関する事業

3 各種文化教室、レッスン教室、ワークショップ、サロン等の企画、運営及び実施に関する事業

4 各種人材の育成、研修及び指導に関する事業

5 創作活動についての教育方法、教育環境等についての調査、研究、企画、指導及び助言に関する事業

6 パフォーミングアーツの振興発展に係る実績、業績に対する奨励、表彰等に関する事業

7 演劇、映画、映像、テレビ、ラジオ番組、音源、音声、音楽等の企画、制作、演出、録画、録音、編集、販売、配信及び輸出入に関する事業

8 著作権、著作隣接権、特許権、商標権、意匠権、肖像権その他無体財産権の取得、譲渡、販売、管理及び使用許諾に関する事業

9 各種アーティスト、芸術家、文化人等のマネジメント、プロモート及びコンサルティングに関する事業

10 各種コンサルティング、コーチング及びマネジメント等に関する事業

11 関係団体、個人等に対する連絡、協力、調整、連携、交流、提言及び支援に関する事業

12 国際交流の促進に関する事業

13 各種情報の提供に関する事業

14 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、東京都練馬区に主たる事務所を置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

## 第2章 会員

### (入会及び会員区分)

第5条 当法人の会員は次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に特別の功労があった者で社員総会の決議をもって推薦され、受諾した者

2 当法人の会員となるには、理事会が別に定めるところにより代表理事に申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

### (入会金及び会費)

第6条 会員は、社員総会の定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。

2 入会金及び会費の額は、社員総会において定める。

3 納付した入会金及び会費は、理由の如何を問わず返還しない。

### (退会)

第7条 会員は、理事会に予告して退会することができる。この場合においては、会員は、1か月前までに当法人に退会の予告をしなければならない。

2 前項にかかわらず、やむを得ない事由があるときは、会員はいつでも退会することができる。

### (会員資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

- (3) 会費の納入が継続して半年以上されなかつたとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があつたとき。

(除名)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において正会員の半数以上であつて、正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて、当該 会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、あらかじめ通知するとともに、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款、規則又は総会の議決に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷付け、又は目的に反する行為をしたとき。

### 第3章 社員総会

(構成)

第 10 条 社員総会は、全ての社員をもつて構成する。

(招集時期)

第 11 条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集する。臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

(社員総会の招集権者)

第 12 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

(社員総会の議長)

第 13 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 代表理事に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により他の理事が議長になる。

(議決権の数)

第 14 条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(社員総会の決議)

第 15 条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決

権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって議決権を行使し、又は他の社員を代理人として議決権を行使することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

3 前項の規定により表決した社員は、第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

#### (社員総会の決議の省略)

第 16 条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

#### (社員総会への報告の省略)

第 17 条 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があつたものとみなす。

#### (議事録)

第 18 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び当該社員総会において選任された議事録署名人2人以上が署名若しくは記名押印又は電子署名する。

## 第4章 役員等

#### (役員の員数)

第 19 条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上10名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とし、1名を理事長とする。

(選任等)

第 20 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び理事長は、理事会の決議によって理事の中から定める。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の制限)

第 21 条 理事のうちには、それぞれの理事について、当該理事と次の各号で定める特殊の関係のある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。監事についても、同様とする。

- (1) 当該理事の配偶者
- (2) 当該理事の三親等以内の親族
- (3) 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (4) 当該理事の使用人
- (5) 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者
- (6) 前3号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

(役員の任期)

第 22 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時社員総会の終結時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時社員総会の終結時までとし、再任を妨げない。

3 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間と同一とする。

4 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

5 理事及び監事は、辞任又は任期終了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(理事の職務権限)

第 23 条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 理事長は代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、当法人の業務を分担執行する。

4 代表理事及び業務執行理事は、事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して業務の報告を求め、当法人の業務 及び財産の状況を調査することができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員の解任)

第 25 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬)

第 26 条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(顧問、相談役及び参与)

第 27 条 この法人に、相談役1名以内、顧問及び参与をそれぞれ2名以内置くことができる。

- 2 顧問、相談役及び参与は、理事会の推薦を受け、代表理事が委嘱する。
- 3 顧問、相談役及び参与の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 顧問、相談役及び参与は無報酬とする。
- 5 前各号に定めるもののほか、顧問、相談役及び参与に関し必要な事項は理事会において定める。

(顧問、相談役及び参与の職務)

第 28 条 顧問、相談役及び参与は、次の職務を行う。

- (1) 代表理事の相談に応じること
- (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

(取引の制限)

第 29 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、社員総会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく社員総会に報告しなければならない。

(責任の一部免除)

第 30 条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

## 第5章 理事会

(理事会の設置)

第 31 条 当法人は、理事会を置く。

(構成)

第 32 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 33 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び理事長の選定及び解職
- (4) 顧問、相談役及び参与の選定

(理事会の招集)

第 34 条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催 することができる。

(理事会の議長)

第 35 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 代表理事に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により他の理事が議長になる。

(決議)

第 36 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

#### (議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、当該理事会に出席した代表理事及び監事が署名若しくは記名押印又は電子署名する。ただし、代表理事が理事会に出席しなかったときは、その理事会に出席した理事及び監事が署名若しくは記名押印又は電子署名する。

### 第6章 基 金

#### (基金を引き受ける者の募集)

第 38 条 当法人は、社員総会の決議により、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

#### (基金の拠出者の権利)

第 39 条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

#### (基金の返還の手続)

第 40 条 基金は、定時社員総会が決定したところに従って返還する。

### 第7章 計 算

#### (事業年度)

第 41 条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

#### (剰余金の分配の禁止)

第 42 条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

#### (残余財産の帰属)

第 43 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### 第8章 事務局

(設置等)

第 44 条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第9章 附則

(最初の事業年度)

第 45 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和7年3月31日までとする。

(設立時役員)

第 46 条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事並びに設立時監事は、次のとおりである。

設立時理事 谷口 哲平

設立時理事 山本 裕

設立時理事 山之口 理香子

設立時理事 中村 佳那

設立時代表理事 谷口 哲平

設立時監事 米澤 一平

